

現 行	改 正 後
	<p><u>1 - 2 - 2 収益性改善措置</u></p> <p><u>基本的な収益指標やその見通しを基準として、収益性の改善が必要と認められる保険会社に関しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第128条に基づき報告を求めると通じて、着実な改善を促すものとする。</u></p> <p><u>1 - 2 - 3 信用リスク改善措置</u></p> <p><u>大口与信の集中状況等を基準として、信用リスクの管理態勢について改善が必要と認められる保険会社に関しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第128条に基づき報告を求めると通じて、着実な改善を促すものとする。</u></p> <p><u>1 - 2 - 4 安定性改善措置</u></p> <p><u>有価証券の価格変動等による影響を基準として、市場リスク等の管理態勢について改善が必要と認められる保険会社に関しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第128条に基づき報告を求めると通じて、着実な改善を促すものとする。</u></p> <p><u>1 - 2 - 5 資金繰り改善措置</u></p> <p><u>契約動向や資産の保有状況等を基準として、流動性リスクの管理態勢について改善が必要と認められる保険会社に関しては、契約動向や資産の保有状況等について、頻度の高い報告を求めるとともに、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第128条に基づき報告を求めると通じて、着実な改善を促すものとする。</u></p>

現 行	改 正 後
<p>(新設)</p>	<p><u>1 - 2 - 6 業務改善命令</u> <u>以上の措置に関し、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第132条に基づき業務改善命令を発出するものとする。</u></p> <p><u>1 - 3 早期是正措置の運用について</u></p> <p><u>保険会社の経営の健全性を確保していくための監督手法である早期是正措置については、「保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令」(平成12年総理府令・大蔵省令第45号。以下、1-3において、「区分等を定める命令」という。)において、具体的な措置内容等を規定しているところであるが、その運用基準については下記のとおりとする。</u></p> <p><u>1 - 3 - 1 命令発動の前提となるソルベンシー・マージン比率</u> <u>「区分等を定める命令」第2条第1項の表の区分に係る「保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率」(以下、「ソルベンシー・マージン比率」という。))は、次のソルベンシー・マージン比率によるものとする。</u></p> <p><u>(1) 決算状況表(中間期にあつては法第128条に基づく報告)により報告されたソルベンシー・マージン比率(ただし、業務報告書の提出後は、これにより報告されたソルベンシー・マージン比率)</u></p> <p><u>(2) 上記(1)が報告された時期以外に、当局の検査結果等を踏まえた保険会社と監査法人等との協議の後、当該保険会社から報告されたソルベンシー・</u></p>

現 行	改 正 後
	<p data-bbox="1182 217 1339 244"><u>マージン比率</u></p> <p data-bbox="1137 312 1977 339"><u>1 - 3 - 2 区分等を定める命令」第2条第1項の表の区分に基づく命令</u></p> <p data-bbox="1160 408 1731 435"><u>(1) 第1区分の命令及び第2区分の命令の相違</u></p> <p data-bbox="1189 456 2078 722"><u>第1区分の「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令」は、経営の健全性が確保されている基準としてソルベンシー・マージン比率200%以上の水準の達成を着実に図るためのものである。したがって、計画全体として経営の健全性が確保されるものであることを重視し、その実行に当たっては、基本的に保険会社の自主性を尊重することとする。</u></p> <p data-bbox="1189 743 2078 1058"><u>第2区分の「次の各号に掲げる保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令」は、ソルベンシー・マージン比率が、経営の健全性を確保する水準をかなり下回っており、これを早期に改善するためのものである。したがって、個々の措置は、当該保険会社の経営実態を踏まえたものにする必要があることから当該保険会社の意見は踏まえるものの、当局の判断によって措置内容を定めることとする。なお、保険会社が当該措置を実行するに当たっては、基本的に個々の措置毎に命令を達成する必要がある</u></p> <p data-bbox="1160 1126 1597 1153"><u>(2) 第1区分に係る改善計画の内容</u></p> <p data-bbox="1189 1174 2078 1297"><u>「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画」とは、当該改善計画を実行することにより、原則として1年以内にソルベンシー・マージン比率が200%以上の水準を達成する内容の計画とする。</u></p> <p data-bbox="1160 1366 1541 1393"><u>(3) 第2区分に係る措置の内容</u></p>

現 行	改 正 後
	<p><u>保険金等の支払能力の充実に資する措置」とは、ソルベンシー・マージン比率が、原則として1年以内に少なくとも100%以上の水準を達成するための措置とする。</u></p> <p>(4) <u>改善までの期間</u></p> <p><u>ソルベンシー・マージン比率を改善するための所要期間については上記(2)及び(3)を目処とするが、保険会社が策定する経営改善のための計画等が、当該保険会社に対する保険契約者、投資家、市場の信認を維持・回復するために十分なものでなければならぬことは言うまでもない。したがって、当該保険会社の市場との関係の程度等によっては、市場の信認を早急に回復する必要があるため、上記の期間を大幅に縮減する必要がある。</u></p> <p><u>なお、保険会社が、「区分等を定める命令」第3条第1項の規定により、そのソルベンシー・マージン比率を当該保険会社が該当する「区分等を定める命令」第2条第1項の表の区分に係るソルベンシー・マージン比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出した場合であって、当該保険会社に対し、当該保険会社が該当する同表の区分に係るソルベンシー・マージン比率の範囲を超えるソルベンシー・マージン比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するときは、上記(2)及び(3)のソルベンシー・マージン比率を改善するための所要期間には、下記1-3-3のソルベンシー・マージン比率が当該保険会社が該当する同表の区分に係るソルベンシー・マージン比率の範囲を超えて確実に改善するための期間は含まないものとする。</u></p> <p><u>1-3-3 区分等を定める命令」第3条第1項に規定する合理性の判断基準</u> <u>区分等を定める命令」第3条第1項の「保険金等の支払能力の充実に資する措置」とは、ソルベンシー・マージン比率が、原則として1年以内に少なくとも100%以上の水準を達成するための措置とする。</u></p>

現 行	改 正 後
	<p><u>を示す比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画」の合理性の判断基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>保険会社の業務の健全かつ適切な運営を図り当該保険会社に対する保険契約者等の信頼をつなぎ止めることができる具体的な資本増強計画等を含み、ソルベンシー・マージン比率が、原則として3ヵ月以内に当該保険会社が該当する「区分等を定める命令」第2条第1項の表の区分に係るソルベンシー・マージン比率の範囲を超えて確実に改善する内容の計画であること。</u></p> <p><u>(注)増資等の場合は、出資予定者等の意思が明確であることが必要である。</u></p> <p><u>1 - 3 - 4 命令区分の根拠となるソルベンシー・マージン比率</u></p> <p><u>「区分等を定める命令」第3条第1項の適用に当たり「実施後に見込まれる当該保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率以下の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率に係る同表の区分(非対象区分を除く。)」に掲げる命令」は、原則として3ヵ月後に確実に見込まれるソルベンシー・マージン比率の水準に係る区分(非対象区分を除く。)に掲げる命令とする。</u></p> <p><u>1 - 3 - 5 計画の進捗状況の報告等</u></p> <p><u>計画の進捗状況は、每期(中間期を含む。)報告させることとし、その後の実行状況が計画と大幅に乖離していない場合は、原則として計画期間中新たな命令は行わないものとする。ただし、第2区分の命令を行った保険会社においては、その後ソルベンシー・マージン比率が100%以上200%未満の範囲に達したときは、当該時点において第1区分の命令を行うことができるものとする。</u></p>

現 行	改 正 後
<p data-bbox="168 836 712 871">1- 2 ソルベンシ - ・マージン比率等について</p> <p data-bbox="197 935 1106 1206">ソルベンシー・マージン比率の正確性等については、規則第86条、第87条、第161条、第162条及び第190条の規定に基づき、保険会社の資本、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件(平成8年大蔵省告示第50号。以下、1- 2において「告示」とら)の趣旨を十分に踏まえ、以下の点に留意してチェックするものとし、問題がある場合にはその内容を通知し、注意を喚起するものとする。</p> <p data-bbox="168 1273 517 1305">1- 2- 1~1- 2- 5 (略)</p>	<p data-bbox="1153 213 2078 727"><u>また、保険会社が、「区分等を定める命令」第3条第1項の規定により、そのソルベンシー・マージン比率を当該保険会社が該当する「区分等を定める命令」第2条第1項の表の区分に係るソルベンシー・マージン比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出し、当該保険会社に対し、当該保険会社が該当する同表の区分に係るソルベンシー・マージン比率の範囲を超えるソルベンシー・マージン比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出した場合においては、原則として増資等の手続に要する期間の経過後直ちに、当該保険会社のソルベンシー・マージン比率が、当該保険会社が発出を受けた命令が掲げられた同表の区分に係るソルベンシー・マージン比率以上の水準を達成していないときは、当該時点におけるソルベンシー・マージン比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するものとする。</u></p> <p data-bbox="1137 836 1682 871">1- 4 ソルベンシ - ・マージン比率等について</p> <p data-bbox="1167 935 2076 1206">ソルベンシー・マージン比率の正確性等については、規則第86条、第87条、第161条、第162条及び第190条の規定に基づき、保険会社の資本、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件(平成8年大蔵省告示第50号。以下、1- 4において「告示」とら)の趣旨を十分に踏まえ、以下の点に留意してチェックするものとし、問題がある場合にはその内容を通知し、注意を喚起するものとする。</p> <p data-bbox="1137 1273 1487 1305">1- 4- 1~1- 4- 5 (略)</p>

現 行	改 正 後
<p data-bbox="165 212 443 245">1 - 1 検査との連携</p> <p data-bbox="197 309 255 343">(略)</p>	<p data-bbox="1135 212 1391 245">1 - 5 検査との連携</p> <p data-bbox="1167 309 1225 343">(略)</p>
<p data-bbox="165 454 1108 536">1 - 3 保険会社の健全性に関し報告を求める場合及び業務改善を求める場合の着眼点</p> <p data-bbox="165 600 501 633">1 - 3 - 1 ~ 1 - 3 - 5 (略)</p> <p data-bbox="165 697 922 730">1 - 3 - 6 法第 100条の 2 に規定する業務運営に関する措置等</p> <p data-bbox="188 794 1108 876">(1) 規則第 53条から第 53条の 7 までに規定する措置等が適正に実施されているか。</p> <p data-bbox="188 940 1108 1062">(2) 規則第 53条、第 53条の 4 及び第 53条の 6 に規定する措置 (以下この 1 - 3 - 6 において「当該措置」という。) について、職員並びに営業職員及び募集代理店に対する教育、指導を行う体制が整備されているか。</p> <p data-bbox="188 1126 412 1160">(3) ~ (12) (略)</p> <p data-bbox="165 1224 371 1257">1 - 3 - 7 (略)</p> <p data-bbox="165 1369 255 1402">(新設)</p>	<p data-bbox="1135 454 2078 536">1 - 6 保険会社の健全性に関し報告を求める場合及び業務改善を求める場合の着眼点</p> <p data-bbox="1135 600 1471 633">1 - 6 - 1 ~ 1 - 6 - 5 (略)</p> <p data-bbox="1135 697 1892 730">1 - 6 - 6 法第 100条の 2 に規定する業務運営に関する措置等</p> <p data-bbox="1158 794 2078 876">(1) 規則第 53条から第 53条の 7 までに規定する措置等が適正に実施されているか。</p> <p data-bbox="1158 940 2078 1062">(2) 規則第 53条、第 53条の 4 及び第 53条の 6 に規定する措置 (以下この 1 - 6 - 6 において「当該措置」という。) について、職員並びに営業職員及び募集代理店に対する教育、指導を行う体制が整備されているか。</p> <p data-bbox="1158 1126 1382 1160">(3) ~ (12) (略)</p> <p data-bbox="1135 1224 1341 1257">1 - 6 - 7 (略)</p> <p data-bbox="1135 1361 1525 1394">1 - 7 契約条件の変更について</p>

現 行	改 正 後
	<p><u>1 - 7 - 1 契約条件の変更の申出</u></p> <p><u>(1) 契約条件の変更の申出の承認</u> <u>法第240条の2第3項に基づく契約条件の変更の申出の承認にあたっては、以下の点に留意することとする。</u></p> <p><u>現時点では保険業の継続が困難である状況にはないこと</u></p> <p><u>将来の業務及び財産の状況を予測した場合に、契約条件の変更を行わなければ、当該保険会社の財産をもって債務を完済することができない等、保険業の継続が困難となりうるものが合理的に予測できること(注1)</u></p> <p><u>なお、このうち、上記の予測にあたっては、</u></p> <p><u>イ・金利、株価、為替レート等、金融経済動向に関わる事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・新契約進展率、保険契約継続率、保険事故発生率等、保険契約に関わる事項</u> <u>・資産配分等、運用に関わる事項</u> <p><u>等について客観的かつ妥当な前提を置くこと(注2)</u></p> <p><u>ロ 合併・再編、組織変更、事業費削減、業務の再編成等、保険業の継続のために取りうる経営改善方策の効果を織り込むこと</u></p> <p><u>とする。</u></p> <p><u>(注1)分析期間については、現在、(社)日本アクチュアリー会の実務基準により、生命保険会社において10年間に係る将来収支の分析を行う実務が定着しており、これが一つの参考になるが、契約条件の変更の <u>手続が自主的・自治的な手続であることにかんがみ、これ以上の期間の分析を一律に排除するものではない。</u></u></p> <p><u>(注2)これらの分析に当たっての前提の置き方が客観的かつ妥当かどうかの判断にあたっては、(社)日本アクチュアリー会の実務基準に定めら</u></p>

現 行	改 正 後
	<p style="text-align: center;"><u>れている方法が一つの参考になる。</u></p> <p>(2) <u>申出書の記載内容</u> <u>法第240条の2第1項の規定による申出を行おうとするときに添付する規則第196条に規定する書類のうち、同条第3号に規定する「その他参考となるべき事項を記載した書類」には、上記(1)に示された方法により作成された将来の業務及び財産の状況の予測、並びに当該予測に織り込まれた経営改善方策の内容に係る事項を含むものとする。</u></p> <p>1-7-2 <u>保険調査人の選任</u> <u>法第240条の2第3項の承認をした場合には、契約条件の変更の内容その他の事項を調査させるため、原則として、すみやかに保険調査人を選任することとする。</u> <u>保険調査人は、原則として、アクチュアリー（法人を含む。）、公認会計士、弁護士それぞれから、選任することとする。</u></p> <p>1-7-3 <u>保険会社の対応</u> <u>保険会社が、契約条件の変更の手続を進める場合には、以下の点に留意して、適切な対応が取られているか。</u></p> <p>(1) <u>経営改善の取組み</u> <u>契約条件の変更にあたっては、契約条件の変更後に保険契約の確実な履行が行えるよう、合併・再編、組織変更、事業費削減、業務の再編成等を含め経営改善方策を幅広く検討し、その結果講じることとした方策及びそれを織り込んだ将来の業務及び財産の状況の予測について、株主総会等及び保険契約者に明確かつ平易に説明を行っているか。</u></p> <p>(2) <u>基金・劣後ローンの取扱い</u> <u>契約条件の変更の対象となる保険契約者のみに負担を強いることのないよう、基金・劣後ローンの削減、金利減免、あるいは増額その他の方策を検討し、その結果講じることとした方策について、株主総会等及び保険契約者に明確かつ平易に説明を行っているか。</u></p>

現 行	改 正 後
	<p><u>③) 経営責任に関する事項</u> <u>契約条件の変更後における経営体制について、その理由を含め、株主総会等及び保険契約者に明確かつ平易に説明を行っているか。</u></p> <p><u>④) 契約者配当等に関する方針</u> <u>契約条件の変更に係る保険契約に関する契約者配当、剰余金の分配その他の金銭の支払に関する方針がある場合には、その内容について、株主総会等及び保険契約者に明確かつ平易に説明を行っているか。</u></p> <p><u>1 - 7 - 4 契約条件の変更に係る承認</u></p> <p><u>①) 契約条件の変更の承認</u> <u>法第240条の11第2項に基づく契約条件の変更の承認にあたっては、以下の点に留意することとする。</u></p> <p><u>株主総会等に係る手続きが適正に実施されたか。</u></p> <p><u>1 - 7 - 3 で示したそれぞれの事項について、保険契約者に対して明確かつ平易に説明が行われることとなっているか。</u></p> <p><u>当該保険会社において、十分な経営改善方策が講じられ、当該方策及び株主総会等において決議された契約条件の変更により、保険業の継続が困難となる蓋然性が解消される見込みとなっているか。</u></p> <p><u>契約条件の変更が、特定の保険契約者にとって著しく公平性を欠くことその他保険契約者等の保護の見地から問題がないか。</u></p> <p><u>②) 申出書の記載内容</u> <u>法第240条の11第1項による承認を受けようとするときに添付する規則第200条に規定する書類のうち、同条第5号に規定する「その他参考となるべき事項を記載した書類」には、契約条件の変更とあわせて講じられる経営改善方策の内容に係る事項を含むものとする。</u></p>

現 行	改 正 後
<p data-bbox="168 260 472 292">1 - <u>4</u> 子会社等について</p> <p data-bbox="199 360 255 392">(略)</p> <p data-bbox="168 456 501 488">1 - <u>4</u> - 1 ~ 1 - <u>4</u> - 2 (略)</p> <p data-bbox="168 552 848 584">1 - <u>4</u> - 3 保険会社の海外における子会社の業務の範囲</p> <p data-bbox="190 647 311 679">(1) (略)</p> <p data-bbox="190 743 1108 967">(2) 出資先外国法人として報告がなされたもの (当該出資先外国法人がその業務を行わせるために設立した会社及びこれらと同様の業務を営む会社を含む。)で、新法の施行の際、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を現に営む子法人等又は関連法人等については、上記1 - <u>4</u> - 1 (3) に準じて取り扱う。</p> <p data-bbox="217 1031 353 1062">(注) (略)</p>	<p data-bbox="1137 260 1442 292">1 - <u>8</u> 子会社等について</p> <p data-bbox="1151 360 1207 392">(略)</p> <p data-bbox="1137 456 1471 488">1 - <u>8</u> - 1 ~ 1 - <u>8</u> - 2 (略)</p> <p data-bbox="1137 552 1818 584">1 - <u>8</u> - 3 保険会社の海外における子会社の業務の範囲</p> <p data-bbox="1160 647 1281 679">(1) (略)</p> <p data-bbox="1160 743 2076 967">(2) 出資先外国法人として報告がなされたもの (当該出資先外国法人がその業務を行わせるために設立した会社及びこれらと同様の業務を営む会社を含む。)で、新法の施行の際、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を現に営む子法人等又は関連法人等については、上記1 - <u>8</u> - 1 (3) に準じて取り扱う。</p> <p data-bbox="1187 1031 1323 1062">(注) (略)</p>
<p data-bbox="168 1174 524 1206">1 - <u>5</u> 弊害防止措置について</p> <p data-bbox="185 1270 241 1302">(略)</p>	<p data-bbox="1137 1174 1494 1206">1 - <u>9</u> 弊害防止措置について</p> <p data-bbox="1167 1270 1223 1302">(略)</p>

現 行	改 正 後
<p data-bbox="165 212 479 244">1 - 6 不祥事件への対応</p> <p data-bbox="197 311 255 343">(略)</p>	<p data-bbox="1135 212 1464 244">1 - 10 不祥事件への対応</p> <p data-bbox="1167 311 1225 343">(略)</p>
<p data-bbox="165 451 472 483">1 - 7 相互会社について</p> <p data-bbox="197 550 255 582">(略)</p>	<p data-bbox="1135 451 1458 483">1 - 11 相互会社について</p> <p data-bbox="1167 550 1225 582">(略)</p>
<p data-bbox="165 691 651 722">1 - 8 説明書類の作成 縦覧等について</p> <p data-bbox="197 790 255 821">(略)</p>	<p data-bbox="1135 691 1641 722">1 - 12 説明書類の作成 縦覧等について</p> <p data-bbox="1167 790 1225 821">(略)</p>
<p data-bbox="165 930 710 962">1 - 9 インターネットによる商品販売の取扱い</p> <p data-bbox="197 1029 255 1061">(略)</p>	<p data-bbox="1135 930 1697 962">1 - 13 インターネットによる商品販売の取扱い</p> <p data-bbox="1167 1029 1225 1061">(略)</p>
<p data-bbox="165 1169 353 1201">1 - 10 その他</p> <p data-bbox="197 1268 255 1300">(略)</p>	<p data-bbox="1135 1169 1323 1201">1 - 14 その他</p> <p data-bbox="1167 1268 1225 1300">(略)</p>